

令和5年度第2回

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会

日時：令和5年11月17日（金）午後2時から

会場：オンライン会議

文京区総務部総務課

出席者：（委員）内山忠明 二瓶紀子 白石英行 柳瀬貴延 水落圭吾 堀正孝 関根章司

（事務局）総務部長 竹田弘一

総務部総務課長 武藤充輝

総務部総務課情報公開・法務担当主査 亀井大

総務部総務課情報公開・法務担当 木名瀬諒

総務部総務課情報公開・法務担当 松原可奈子

総務部総務課情報公開・法務担当 春日井美貴

区民部戸籍住民課長 高橋肇

区民部戸籍住民課住民記録係長 小出典子

区民部戸籍住民課住民記録係 市ノ川博洋

総務部税務課長 増田密佳子

総務部税務課課税第一係長 富田真弘

総務部税務課課税第二係長 塩原健太郎

企画政策部情報政策課長 真下聡

企画政策部情報政策課 I T 推進担当主査 梅田裕次

企画政策部情報政策課住民情報系運用担当主査 田中一基

欠席者：（委員）後藤省二 島川健治

1 開会

○総務課長 それでは、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから、令和5年度第2回文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会を開会いたします。

前回に引き続き、オンラインでの審議会開催となります。

当審議会は、会議録作成のため録画させていただいておりますので、あらかじめご承知おきください。よろしくお願いいたします。

また、各委員のマイクは、事務局にてミュートの設定にさせていただいております。発言する際は、挙手の上、進行者からの指名を受けて、マイクのミュートを解除してからご発言くださいますようお願いいたします。

2 定足数の確認、委員・事務局の紹介

○総務課長 本日、後藤委員、島川委員の2名が欠席でございます。

また、柳瀬委員が途中から参加の予定でございます。

なお、審議会条例第7条第1項に規定いたします定足数を満たし、有効に成立しておりますことを併せてご報告いたします。

また、皆様方には7月に、委嘱状を既にお送りさせていただいておりますが、運営審議会につきましては、就任をご快諾いただきありがとうございますございました。

本日は、任期初めての会合となりますので、後ほど会長及び副会長のご選出をお願いいたします。それまでの間は、私、総務課長が司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、本日は今期初めての顔合わせでございますので、委員の皆様方、並びに私ども事務局職員のご紹介をさせていただきます。お手元の名簿をご覧ください。名簿の記載順にご紹介をさせていただきます。

まず、学識経験者の内山委員です。よろしくお願いいたします。

次に、人権擁護委員の二瓶委員です。よろしくお願いいたします。

次に、区議会代表の白石委員です。よろしくお願いいたします。

次に、労働組合代表の水落委員です。よろしくお願いいたします。

次に、公募委員の堀委員です。よろしくお願いいたします。

同じく、次に、公募委員の関根委員です。よろしくお願いいたします。

また、現在いらっしゃる委員のほかに、学識経験者の後藤委員、町会代表の島川委員、企業代表の柳瀬委員がいらっしゃいますが、先ほど申し上げましたとおり後藤委員、島川委員は本日欠席、柳瀬委員は途中から参加の予定でございます。よろしくお願いいたします。

次に、事務局でございますが、まず、総務部長の竹田です。

私は、総務課長の武藤です。よろしくお願いいたします。

そして、総務課の担当主査の亀井です。

担当の木名瀬です。

同じく、松原です。

同じく、春日井です。どうぞよろしくお願いいたします。

3 総務部長挨拶

○総務課長 それでは、竹田総務部長からご挨拶を申し上げます。

○総務部長 総務部長の竹田でございます。よろしくお願いいたします。

改めまして、この度は、当審議会委員にご就任いただきまして、ありがとうございます。

当審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度等についてご審議をいただく場でございます。

情報公開制度は、区政情報をできるだけオープンにし、区が説明責任を全うし、区民参画や公正で開かれた区政を実現することを目的に運用しております。

また、個人情報保護制度は、本年4月に個人情報保護法が改正され、同法が地方公共団体にも適用されており、同法に基づき、個人情報の適正な取扱いを確保し、個人の権利利益を保護することを目的に運用しております。

いずれも区政運営を支える大変重要な制度であり、適正な運用が求められているものでございます。

また、本日も区からの諮問を予定しておりますが、当審議会は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報保護評価における第三者点検としての役割も担っていただいております。

番号制度における保護措置の一つであり、特定個人情報の適正な取扱いを確保し、個人のプライバシー等の権利利益を保護するための重要な制度でございます。

今後、委員の皆様のお力添えをいただき、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

4 正・副会長の選出

○総務課長 次に、正・副会長の選出でございますが、当運営審議会におきましては、審議会条例第5条により、正・副会長を互選していただくこととなっております。

まず会長でございますが、いかがいたしましょうか。

二瓶委員、お願いいたします。

マイクのミュートを解除してご発言いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○二瓶委員 内山先生が適任ではないかと思えます。

○総務課長 ありがとうございます。ただ今、会長に内山委員とのご意見がございましたが、そのようにお取り計らいするということによろしいでしょうか。

皆様いかがでしょう。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○総務課長 ありがとうございます。それでは、会長に内山委員が選出されました。

次に、副会長の選出でございますが、こちらはいかがいたしましょうか。

堀委員、お願いいたします。

○堀委員 二瓶委員にお願いしたいと思います。

○総務課長 ありがとうございます。ただ今、副会長に二瓶委員との声がございましたが、皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

○総務課長 ありがとうございます。それでは、副会長に二瓶委員が選出されました。

早速ではございますが、内山会長からご挨拶をお願いいたします。

内山先生、マイクのミュートを解除していただいてよろしいでしょうか。恐れ入ります。

○内山会長 ただ今、本会の会長に選任していただきました内山でございます。

ご案内がありましたように、個人情報保護制度につきましては、法令の改正があり、本会の任務にも変更がございました。

しかし、従前どおり、情報公開条例、個人情報保護制度が初期に目指されたとおりの、適切に運用されるべく、委員の皆様のご協力の下、会の進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長 会長、ありがとうございました。

続いて、二瓶副会長にご挨拶をお願いいたします。

○二瓶副会長 文京区で人権擁護委員をやらせていただいております、弁護士の二瓶と申します。

この審議会の委員は何期か務めさせていただいておりますが、非常に重要な任務だと思っておりますので、微力ながら協力させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○総務課長 ありがとうございます。

それでは、ここからの進行を会長をお願いいたします。

○内山会長 それでは、審議に入らせていただく前に、任期初めての審議会ということでござ

いますので、審議会の運営などにつきまして、事務局から説明をしていただきたいと思います。

総務課長、お願いいたします。

○総務課長 それでは、私からご説明させていただきます。

当運営審議会の会議の公開等について確認をさせていただきたいと思います。

まず、当運営審議会の会議でございますが、従来から公開をされており、傍聴を認めております。

なお、オンラインでの審議会開催時の傍聴者については、名前に「傍聴者」と表示させていただくこととしております。

また、会議録につきましては、話し言葉等を若干整理した上で、発言内容をほぼそのままの形で、ホームページ上で公開をさせていただいております。

手順といたしましては、各運営審議会の終了後に事務局にて会議録案ができ次第、郵送で皆様にご確認いただいたのちに公開させていただきたいと考えております。

このような取扱いでよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

5 議事

○内山会長 それでは、本日の議案に入らせていただきます。

諮問が2件でございます。早速ですが諮問事項について、事務局からご説明をいただきます。

○総務課長 それでは、ご説明に入ります前に、お手元の資料を確認させていただきたいと思います。

資料につきましては、あらかじめ郵送させていただいております。

また、本日審議する上での資料の説明等につきましては、お手元の資料の下隅にございます通しページの番号を申し上げます。

皆様、お手元に資料のご用意のほど、よろしいでしょうか。

それでは、進行させていただきたいと思います。

まず、私から青いラベルの諮問第1号の資料第1-1号に基づき、特定個人情報保護評価の概要をご説明いたします。資料の2ページをご覧ください。

まず、特定個人情報保護評価の説明でございますが、2ページ上のスライド「特定個人情報保護評価の内容」をご覧ください。

特定個人情報保護評価とは、諸外国のプライバシー影響評価、いわゆるPIAに相当するものでございます。特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者が、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずること、更にその措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分と認められることを自ら宣言するものでございます。

次に、特定個人情報保護評価の対象でございますが、3ページの上のスライドをご覧ください。特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務となっております。

なお、特定個人情報ファイルとは、同じ3ページの下のスライドに記載がございますが、個人番号、いわゆるマイナンバーをその内容に含む個人情報ファイル又は個人情報データベース等を言うものでございます。

なお、3ページの上のスライドでございますように、職員の人事、給与、福利厚生に関する事項等を記録した特定個人情報ファイルや、紙ファイル等の手作業処理用のファイル、対象人数総数が1,000人未満の事務につきましては、特定個人情報保護評価の実施が義務づけられておりません。

次に、特定個人情報保護評価の実施手続について、資料5ページ下のスライドをご覧ください。

まず、各評価機関において、しきい値の判断というものを行います。しきい値とは、対象人数、取扱者数、重大事故の有無の3項目を基に、特定個人情報保護評価書のレベルを判断する指標でございます。このしきい値による判断に応じて、基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価を行い、国の個人情報保護委員会への提出を経て、公表を行います。

なお、全項目評価につきましては、パブリックコメント及び第三者点検が義務付けられております。重点項目評価に該当する場合については、義務付けはございませんが、本区におきましては、第三者点検を実施することとしております。

次に、第三者点検について、資料8ページ下のスライドをご覧ください。地方公共団体等が第三者点検を受ける際は、個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検が原則となっております。

なお、本区では9年前（平成26年度）、第三者機関である「文京区特定個人情報保護評価第三者点検委員会」を設置し、第三者点検を実施いたしましたが、その後、本審議会におきまして点検をするという運用をさせていただいております。

なお、点検に当たりましては、個人情報保護委員会における全項目評価書の承認に際しての

審査の観点を参考にすることができると示されており、今回の審査に当たって主な確認ポイントを事務局が整理したものが11ページの資料第1-2号となります。

ここまでの、特定個人情報保護評価の概要についてのご説明でございます。

○内山会長 個人情報保護評価制度の概要について、ご説明をいただきました。ここまでのことにつきまして、何かご質問がございましたら、挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

引き続き、諮問事項についてのご説明を事務局からお願いいたします。

○総務課長 それでは、諮問第1号及び諮問第2号について、説明のため所管課職員が同席しますので、ご紹介させていただきます。

まず、高橋戸籍住民課長です。

同じく、担当の小出係長です。

同じく、担当の市ノ川です。

続いて、情報システムの所管課から、真下情報政策課長です。

同じく、担当の梅田主査です。

同じく、担当の田中主査です。

続いて、増田税務課長です。

同じく、担当の富田係長です。

同じく、担当の塩原係長です。

○総務課長 それでは、私より諮問書に基づき、簡単に諮問案件についてご説明をした後、それぞれの所管課より全項目評価書についての説明を併せて行わせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

なお、今回、諮問第1号及び諮問第2号の諮問の趣旨につきましては、重複する部分が多いため、一括で説明をさせていただき所管課からの説明につきましても、諮問第1号及び第2号を続けて説明した後、それぞれの審議とさせていただきます。

それでは、それぞれの資料の表紙の諮問書をご覧ください。

諮問の趣旨でございます。平成26年4月に特定個人情報保護評価制度が施行され、本区におきましても各評価実施機関において、特定個人情報保護評価の実施及び各年度における見直しを行ってまいりました。

この点について、特定個人情報保護評価に関する規則第15条及び特定個人情報保護評価指針により、特定個人情報保護評価書の直近の公表日から5年を経過する前に、評価の再実施を

するよう努めることとされており、本区においても令和元年8月から各評価実施機関において再実施に取り組んでいる状況でございます。

この度、住民基本台帳に関する事務及び個人住民税の賦課・徴収に関する事務について、令和6年1月に予定されております住民情報系機器の更改に伴い、当該事務の評価書上に、番号法第28条に規定する「重要な変更」が生じることから、全項目評価の再実施をすることとなりました。

先ほど申し上げましたとおり、全項目評価の実施に当たりましては、パブリックコメントの実施に加え、第三者による点検を行う必要があるため、その適合性及び妥当性について、審議会の皆様にご意見を伺うものでございます。

それでは、まず初めに青いラベルの資料、諮問第1号の住民基本台帳に関する事務の全項目評価書の詳細についての説明をいたします。

○戸籍住民課長 戸籍住民課長の高橋でございます。よろしくお願いたします。

それでは、住民基本台帳に関する事務につきまして、ご説明をいたします。

諮問第1号の諮問書表紙をご覧ください。

まず、全項目評価を行うに至った経緯でございます。諮問書にも同様の記載がございます。先ほど総務課長からもご説明がありましたが、令和6年1月に予定されている住民情報系機器の更改に伴い、番号法第28条に規定する重要な変更が生じることから、今回、全項目評価の再実施を行ったものでございます。

次に、事務の概要についてご説明をいたします。資料の14ページをご覧ください。

資料14ページの「②事務の概要」の欄をご覧ください。

住民基本台帳に関する事務につきましては、こちらの資料の①から⑪まで記載がございますとおり、主に、住民基本台帳の作成、転入転出等の異動処理、住民票の写し等の証明書の交付、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードの交付、そして本人確認に関する事務などを執り行ってございます。

同じく14ページの下、「2. 特定個人情報ファイル名」の欄をご覧ください。三つ記載がございますが、一つずつ、こちらの個人情報ファイル名についてご説明をいたします。

まず一つ目、(1)住民票情報ファイルについて、こちらは、部局における各種行政サービスの基礎として使用するものでございます。住民票に記載している項目、例えば、氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報、それから個人番号、マイナンバー等を記録しているファイルでございます。

次に二つ目、(2) 本人確認情報ファイルについて、こちらは、住民基本台帳ネットワークを通じまして、本人確認を行うために使用するもので、基本4情報やマイナンバーを記録しているファイルでございます。

次に三つ目、(3) 送付先情報ファイルについて、こちらは、マイナンバーカードの作成や、交付申請書の印刷を行う通称J-LIS、地方公共団体情報システム機構と申しますが、こちらに対して、個人番号の通知書や交付申請書の送付先情報を提供するものでございます。記録項目といたしましては、(1) 住民情報ファイル及び(2) 本人確認情報ファイルと同様に基本4情報やマイナンバー等となっております。

次に、この三つの特定個人情報ファイルの事務の流れについてご説明をいたします。

資料の31ページの図をご覧ください。

今申し上げました一つ目の住民票情報ファイルを取り扱う事務の流れについてご説明をしている図でございます。網かけの矢印で示した部分が、特定個人情報の流れを意味しております。それぞれの矢印の事務の内容につきましては、次の32ページの中で、一つ一つ、住民基本台帳の記載であるとか、その変更、削除、照会等々につきまして解説をしております。

続いて、33ページの図をご覧ください。

こちらの図では、先ほど申し上げました二つ目の本人確認情報ファイルと、三つ目の送付先情報ファイルを取り扱う事務の内容の説明をしております。こちらにつきましても、それぞれの矢印の事務の内容につきましては、次の34ページの中で、事務の流れの解説をしております。

次に、今回の全項目評価において記載を変更した箇所について一覧表にてご説明をいたします。87ページをご覧ください。87ページの表の下の2行、変更日が空欄の項目がございます。こちらからが今回の変更内容でございます。今、表示されています2項目については、今回記載内容そのものは変わりませんが、括弧書きの引用する住民基本台帳法の条文の番号を変更しております。

次に88ページをご覧ください。一覧表の上から5項目までにつきましては、先ほど冒頭でご説明いたしましたとおり、令和6年1月に予定されている住民情報系機器の更改に伴い、データの保管場所や消去方法についての記載を今回変更したものでございます。

なお、6行目以降の項目については、96ページまで記載が続きますが、法令の名称の正確な記載、そして引用する条文の明記など、今回の全項目評価の見直しのタイミングで、文言の整理を行ったものでございます。特段内容等についての変更はございません。

最後になりますが、資料103ページの資料第1－5号をご覧ください。

今回、住民基本台帳事務に関する全項目評価につきまして、本年8月17日から9月15日までの期間、意見聴取手続としてパブリックコメントを実施いたしました。その結果、お一人から1件のご意見が寄せられました。内容につきましては資料に記載しておりますが、いわゆる字句の統一に関するものでしたので、そのご指摘を踏まえ、今回全体的に見直しを行ったところでございます。

戸籍住民課におけるご説明は以上でございます。

○情報政策課長 情報政策課の真下と申します。よろしくお願いたします。

情報政策課からは、本区のシステム概要といたしまして、システム構成と他の行政機関との情報連携についてご説明させていただきます。

まず、本区のシステム構成についてですが、105ページの資料第1－6号をご覧ください。こちらの図のとおり、ネットワークが3層に分かれた構造となっております。

一番上が基幹系ネットワーク環境でございます。住民記録システムをはじめ、住民税や国民健康保険システムなど、多くの住民情報を扱っている環境でございます。こちらは、端末からの情報の持ち出しができない設定、例えばUSB等を使用できない環境としておりまして、住民情報の流出を防止しております。

真ん中にごございますのが総合行政ネットワーク環境でございます。LGWANと言われておりまして、都道府県や区市町村などの地方自治体のコンピュータネットワークを相互に接続した広域のネットワークでございます。地方公共団体情報システム機構、通称J-LISが運用しておりまして、インターネットから切り離れた圏域のネットワークでございます。

一番下がインターネット環境でございます。こちらではインターネットの接続口を都道府県単位で束ねまして、24時間体制の監視を実施するなど、自治体情報セキュリティアクラウドを構築し、情報セキュリティーの対策を講じているところでございます。

次に、行政機関との情報連携についてご説明いたします。図の中の団体内統合宛名システム、こちらにおきまして、文京区内の個人を特定できる番号として、団体内統合宛名番号が各個人に付番されてございます。この団体内統合宛名番号をキーといたしまして、中間サーバー、情報提供ネットワークシステムを通じまして、世帯の構成や所得など、他の行政機関とオンラインで情報照会、提供を行ってございます。

なお、情報連携の際は、個人番号そのものは使用しているわけではなく、団体内統合宛名番号から変換された、暗号化された基幹別の符号というものをを用いて利用しているところでござ

います。

続いて、記載内容の変更箇所についてご説明をさせていただきます。ページが戻りまして、43ページをご覧ください。

こちらは、住民情報ファイルの扱いについての記載でございます。「6. 特定個人情報の保管・消去」に関する記載のうち「①の保管場所」について、こちらは、住民情報系システムの機器更改に伴い機器の設置場所を変更したことにより、機器の管理方法やセキュリティー面について記載内容を変更してございます。新たに機器が設置されるサーバー室への入室は、入室の事前申請、本人確認、生体認証及びカードキー管理を行いまして、監視カメラが設置された環境でセキュリティー対策を行った厳重なデータ管理を行ってございます。

その下、「③の消去方法」について、こちらは、保存年限を経過した文書類を適切に廃棄することに加えまして、磁気ディスクの廃棄におきましては、データ削除後にソフトを利用した復元不可能な状態にすることや、物理的な破壊をすることとしてございます。

続いて、48ページをご覧ください。

こちらは、本人確認情報ファイルの扱いについての記載といたしまして、同じく「6. 特定個人情報の保管・消去」に関する記載のうち「①保管場所」について、こちらは、サーバー室内の監視カメラのデータを5年保存としたところでございます。

53ページをご覧ください。

こちらは、送付先情報ファイルの扱いについての記載でございます。同じく「6. 特定個人情報の保管・消去」に関する記載のうち「①保管場所」について、先ほどと同じく、サーバー室内の監視カメラのデータの保存期限を5年としたところでございます。

ご説明は以上でございます。

○総務課長 ありがとうございます。

次に、赤いラベルの資料、諮問第2号の個人住民税の賦課・徴収に関する事務の全項目評価書の詳細についての説明をいたします。

所管課からの説明の前に、諮問第2号の資料について、事前にお送りした資料に2点修正がございますので、ご説明いたします。

まず、1点目でございますが、25ページをご覧ください。

上から2行目、委託事項、項番3の①委託内容について、「申告情報のパンチ入力」という記載を「申告情報のデータ入力」に修正をいたしました。現在、画面共有をしている資料は、修正後の内容を反映したものとなっております。

次に、2点目でございますが、56ページをご覧ください。

こちらは、27ページに記載の情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報を提供する情報につきまして、別紙1にて記載をしているものでございます。事前に送付した資料につきましては、60項目まで記載があるところ、修正後の資料につきましては、新たに61項目を追記してございます。

また、どちらの修正も46ページの6から7行目までにおきまして、「(別添3)変更箇所」として追記をしてございます。

私からは以上でございます。

○税務課長 税務課長の増田でございます。お願いいたします。

それでは、個人住民税の賦課・徴収に関する事務につきまして、ご説明をいたします。

まず、この度全項目評価を行うに至った経緯でございます。1枚目の諮問書に記載のとおり、また、先ほどの諮問第1号における戸籍住民課長の説明同様、令和6年1月に予定をされております住民情報系機器の更改に伴い、番号法第28条に規定する重要な変更が生じることから、全項目評価の再実施を行ったものでございます。

次に、個人住民税の賦課・徴収に関する事務の概要を説明いたします。資料の11ページをご覧ください。

税務課では、賦課期日である1月1日に、文京区に住所を有する方に対し、課税資料を基に、個人住民税額を計算し、賦課決定をし、納税通知書、税額通知書を送付して、個人住民税を徴収いたします。

また、事務の内容に特定個人情報の流れを図示したものが、18ページの別添1でございます。黒矢印に白抜きの数字で示した部分が特定個人情報の流れになります。この図を参照していただきながら、11ページの事務の内容1から7までについてご説明申し上げます。

まず、①課税対象者情報の準備といたしまして、図右上の住民基本情報から課税対象者を特定します。

次に、②各種申告資料の受領では、住民税申告書や紙データによる確定申告書、給与、年金報告書等を課税資料として受領します。

③障害者控除、生活保護情報の確認といたしまして、情報提供ネットワークシステムにより障害者情報を確認し、また庁内連携システムにより、生活保護情報を確認し、非課税者を選定します。

④区外配偶者、被扶養者情報の確認といたしまして、情報提供ネットワークシステムにより、

他自治体に配偶者、被扶養者の所得・扶養照会をします。

⑤課税標準額算出、税額決定、通知書送付といたしまして、国保、年金、介護情報より保険料を確認し、課税標準額の算定、納税義務者、給与支払者、年金支払者へ通知書を発送します。

⑥減免審査に際し、生活保護に関する情報の確認は、生活保護による減免申請書の提出に際し、生活保護情報を確認します。

⑦所得情報の提供及び移転といたしまして、情報提供ネットワークシステム、紙により、他自治体、給与特別徴収義務者、税務署、必要部署に所得情報を提供します。

戻りまして4ページでございます。「Ⅱ しきい値判断項目」をご覧ください。

特定個人情報の対象人数でございますが、令和5年4月1日時点の人口23万201人、転出者や死亡者等の累計15万7,501人、合計38万7,702人となり、30万人を超え、「Ⅲ しきい値判断結果」といたしまして、全項目評価ということでございます。

続いて、46ページ、47ページでございます。今回の全項目評価において記載を変更した箇所の一覧表でございます。こちらの一覧表の中で変更日が空欄となっている項目が、今般、変更をさせていただいた箇所となります。

また戻りまして16ページでございます。

「6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」の「②法令上の根拠」でございます。番号法改正により、別表第2における情報提供の根拠に121の項を追加いたしました。その内容につきましては、56ページが一番下、61の項目に記載がございます。こちらの事務を追加したところでございます。

ページが前後して申し訳ございません。29ページでございます。

「6. 特定個人情報の保管・消去」における「①保管場所」でございます。冒頭にご説明をいたしましたとおり、令和6年1月に予定をされております住民情報系機器の更改に伴い、データの保管場所や消去方法について記載を変更したものでございます。

なお、そのほかの変更箇所につきましては、令和5年3月31日をもって、文京区個人情報の保護に関する条例の廃止以降、個人情報保護法に基づき、個人情報保護制度を運用することによる文言整理を行ったものでございます。

最後に、45ページでございます。「Ⅵ 評価実施手続」をご覧ください。

「2. 国民・住民等からの意見の聴取」でございますが、全項目評価の評価書につきましては、本年、令和5年8月17日から9月15日までの期間において、パブリックコメントを実施いたしました。結果につきましては、59ページに記載がございます。1件のご意見がござ

いまして、字句の統一がなされていないということでございましたので、ご指摘を踏まえまして、字句を修正いたしました。

税務課における説明は以上でございます。

○情報政策課長 情報政策課の真下でございます。引き続きよろしく願いいたします。

情報政策課からは、先ほど住民情報系システムでご説明した内容と重複するところがございます。システム構成概要につきましては、システム構成は同じでございますので、今回はご説明を割愛させていただきます。

記載内容の変更箇所について、29ページをご覧ください。

住民情報系システムと同じところがございますが、情報ファイルの扱いといたしまして、「6. 特定個人情報の保管・消去」の「①の保管場所について、システムの機器更改に伴い機器の設置場所を変更したことにより、機器の管理方法やセキュリティー面について、同様に記載内容を変更してございます。

ご説明は以上でございます。

○内山会長 諮問第1号、第2号について、事務局の説明が終わりました。膨大な資料に基づくご説明でございましたが、全ての事項につきまして、ご質問やご意見がございましたら、頂戴をさせていただきます。

既にお手元にお届けの資料のほかに、本日追加した資料等がございました。そのことについては、ご承知をいただいたということでよろしいでしょうか。もし必要であれば、再度、提示をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

○総務課長 関根委員から挙手がありました。よろしく願いいたします。

○内山会長 関根委員、どうぞ。ご発言をお願いいたします。

○関根委員 関根と申します。今回から、公募委員として選出させていただきました。

幾つかありますが、まず一つ、今回の情報の管理、セキュリティーに関しては、メモリーはフラッシュメモリーであるとか、あるいは監視カメラであるとか、区としてはそういったセキュリティー対策をなされていると思いますが、やはり問題となるのは、委託先の話だと思います。委託先に関しても、同じような仕掛けがあるのか、あるいは単なるしつけだけであるのか。しつけだけであるとする、やはり委託先からの情報漏えいというものが非常に気になる場所ですので、そこについては、例えば区の中に部屋などを設けて、そこで区の職員と同じような形で情報の管理をしながらデータの入力や取り出しをできるような形を取られているのか。その辺について、真下課長にお伺いしたいと思っております。

○内山会長 それでは情報政策課長、お願いいたします。

○情報政策課長 ご質問ありがとうございます。真下でございます。

委託先について、幾つか委託事業者をお願いしてございますが、例えばデータ入力、パンチデータの入力等を委託してございます。こちらは、セキュリティーがかかった部屋でパンチ入力をしております。パンチ室に入る際には、私物を控室に置いて、特に手荷物等を持たずして、手ぶらで入って作業するという管理をしてございます。

また、カードキーなどによる入室、退出管理も行っているところでございます。

また、システムの委託事業者におきましては、保守においてはマシン室の中で保守作業を行っております。入室においてのセキュリティーとしては、IDカードによる管理や監視カメラの設置、また、保守で利用する端末においては、外部出力できないように、USBの端子を閉鎖するなど、情報漏えいにならないような対策を取っているところでございます。

また、委託契約を行う際には、委託先の個人情報の扱いについても、こういった研修を行っているか、どのように情報を管理しているかを報告いただくようにしております。

以上でよろしいでしょうか。

○関根委員 分かりました。委託先に関しての対応が十分かと思いますが、例えば、スマホですけれども、どうしてもスマホは常に持っているような状態で、写真を撮ることなどもできますので、スマホの取扱いについては、ロッカーの中に確実に入れるようなことを民間ではよくやっています。その辺についても、是非、皆さんからご指導していただきたいと思っております。

○総務課長 かしこまりました。

○関根委員 もう一つ、先ほどの字句の統一がなされていないということについてです。これについては、例えばJISという、日本産業規格というものがありますが、そちらでは片仮名文字に関しての規格というのは決まっています。例えば3文字以上であるならば、長音符号は付けない。例えば、キーであるとか、コピーであるとか、3文字以内になってしまうと、それはコピとかキというの意味が分からないので、それについては長音符号を付けるという規格がなされています。ですから、そういった規格の活用をきちんとすることによって、字句の統一がなされるのではないかと思っております。

ただ、マイクロソフト社という会社では、2008年度以降は全てに長音符号を付けるという指導もなされていますので、それについては、私はどちらが良いか分かりませんが、区として、そういったルールを徹底することによって、今後も出てくると思われる、字句の統一がな

されていないということに関しては、是正がなされるのではないかと考えております。是非、その辺もご検討いただければありがたいと考えております。

一つ方法としては、皆さんに用語の統一された辞書を配ることによって、字句の統一もなされると思っておりますが、それは全ての方々に対して提供できるのかどうかもよく分からないので、皆さんの判断にお任せしたいと思っておりますが、字句の統一に関してはルール化が必要ではないかと考えて提案をさせていただきました。

以上です。

○総務課長 それでは、私からその点について、お答えさせていただきます。

区では、皆様にお知らせする文書等においては、公用文になりますので、片仮名言語を含め、日本語の標記などを可能な限り統一し、できるだけ分かりやすく伝えることを以前から取り組んでございます。

そういったところで、区の中でルール化している部分はございますが、横文字を含めて日々新しく出てくるものもございますので、可能な限り統一した表現になるようにしていきたいと考えてございます。よろしく願いいたします。

○関根委員 ありがとうございます。

○内山会長 関根委員、ほかにご発言はございますか。

○関根委員 以上です。

○内山会長 ありがとうございます。

そのほか、よろしいですか。

二瓶副会長、お願いいたします。

○二瓶副会長 二瓶です。関根委員のご発言と重複してしまうのですが、私も以前に同じような認識を持ちまして、区の職員の方とはともかく、外部委託先からの漏えいというのが昨今非常に増えておりまして、その管理について、作業室に入るときにどうしているのかという、関根委員と全く同じ質問を何年か前にした記憶があります。そのときのことを踏まえて改善されたということなののでしょうか。民間、特に金融機関の企業などでは、本当に厳重に携帯は絶対持ち入らないということが徹底されているところですが、もう少し詳しく現状の外部委託先の方に対する運用方法やご対応をお聞かせいただければと思います。

○内山会長 情報政策課長、お願いいたします。

○情報政策課長 情報政策課、真下です。前回ご指摘いただいた際に、パンチ室への入室等において、携帯電話の扱いに関してご質問があったと考えております。そういった内容を踏まえ

まして、先ほどの回答とも重複いたしますが、専用のパンチ室と控室がございますので、必ず携帯電話等の手荷物は控室に置いて、パンチ作業を行う部屋においては、何も持たずに入っていただくということを作業のルールとしているところでございます。

また、監視カメラ等がございますので、そういったところの抑制もあるかと思っております。

また、マシン室においては、原則、携帯の持込みは禁止としているところでございます。マシン室の中の一部エリアにおいては、携帯を持ち込む際に事前申請をするようにしているところでございますが、全エリアまでは、徹底をできてないところもあります。携帯は原則持込不可というところを、もう一度再設定して、委託事業者には、ルールの徹底を今後図っていきたいと考えているところでございます。

○内山会長 ありがとうございます。

そのほかご質問、ご意見のご発言等ございましたら、挙手をお願いいたします。

では私からも、5年ぶりに全項目評価を行うということで、文京区に限ってのことで結構ですが、この5年の間に個人情報の漏えい等の事故等はございましたか。あったとすれば、それについての対応がどうなっているのか、伺いたいと存じます。

○総務課長 では、私からお答えさせていただきます。

個人情報の漏えいにつきましては、残念ながら発生している部分がございます。例えば、文書発送時に、いわゆるダブルチェックが行き渡らなかったことにより、行き違いを起こしてしまったというような事象が起きております。そういった個人情報の漏えい事案というのは、幾つか起きているという事実がございますけれども、現在、内部統制制度を令和2年度から運用しており、不適切な漏えい事案につきましては、日々、庁内で共有して同様の事案が起きないように啓発をしている状況でございます。

また、ほかの自治体も含めて漏えい事案が起きているところでございますけれども、こういったことを教訓に、我々でも、同じような事案が発生しないようにと意識を高めながら、漏えい対策を進めているという状況でございます。

○内山会長 もう一点、委託業者の従業員の方々に対するセキュリティーの問題もそうですが、個人情報を扱う公務員も全幅の信頼をおいて、決して間違いを起こさないというわけでもないと思いますので、公務員が処理される履歴、インターネットのログのようなもの、そういうもので管理されて、公務員が、その個人情報のセキュリティーを十分に守っているということについて、万全の措置が取られているのかどうか。例えば、個人情報を扱う業務においては、携帯を持たないというようなことは励行されているのか、ということでございます。

情報政策課長。

○情報政策課長 情報政策課、真下でございます。

職員の利用状況といたしましては、いつ誰がどういった処理をしたかといった情報などを、ログの収集を行っております。ログの利用状況につきましては、会計年度任用職員においては、誰がどういった処理をしたかを集計いたしまして、毎月、関係所管に送付をしております、その中で確認をしているところでございます。

また、携帯電話につきましては、職員においては執務フロアでそういった処理を行っているところがございますので、携行しないようにといった取決めまでは行っておりません。職員には、セキュリティー研修等において、不適正な行為を行わないように通知しているところもございますので、一定程度、抑止できていると考えてございます。

○内山会長 ありがとうございます。

堀委員、ご質問、ご意見どうぞ。

○堀委員 先ほど情報政策課長からご説明がありましたサーバー室への職員の入室について、具体的に教えていただきたいのですが、例えば、事前に区への入室申請と書いてありますが、これはどのぐらいの人数の方が、このサーバー室に入れるような状態になっているのか。それから、入室前の本人確認と書いてありますが、これは具体的には何をやられるか。それから、サーバー室に入るときは生体認証とカードキー、これは何となくイメージは湧きますが、その前の、どのぐらいの人数が出入りできるのか、申請しているのか、あるいは入室前の本人確認は具体的に何をやるのか。教えていただければと思います。

○情報政策課長 情報政策課長でございます。

恐らく、43ページ等に記載がある保管場所についてのご質問かと思っております。こちらには、今回新たにサーバー機器を置く場所における管理状況について記載しております。事前に、その場所に入ることは、事業者から申請を受けまして、管理場所を管理するところに連絡をまずしてございます。

入室前の本人確認として、顔写真付きの本人確認ができるものを提示していただくといったところの管理、チェックを行っております。

更に入室する際には、生体認証、カードキーといったところのチェックがございまして、生体認証であれば事前に登録が必要でございますけれども、入室していただく等のセキュリティーチェックを行っております。

どれぐらいの人数が入るかという、そんなに広いスペースではございませんので、数人程

度の関係する保守の委託事業者の方が入るといったスペースはございます。数人程度とイメージをしていただければと思います。

○堀委員 ありがとうございます。今の質問ですが、事前に区への入室申請をされて、出入りができる人数をお聞きしたかったのですが、特定はできないのでしょうか、大体どのぐらいの人数、例えば何十人も入らないと思うので、数十人、30人ぐらいなのか、あるいはもっと少ないのか、その辺のところ。それからもう一つ、入室前の本人確認というのは、例えば、入館証のような、あるいは個人の本人確認のものを、職員が持っているものをかざすとか、そういうことでの理解でいいですか。

○内山会長 どうぞお願いいたします。

○情報政策課長 そうですね。サーバー室に入るのは、事業者であったり職員であったりしますが、その顔写真付きの個人の証明書というのは、特にこれでということではございません。職員証も顔写真がございますので、そういったものの提示であれば、事業者側も顔写真がある一定の証明ができるカードの提示といったところで、特に限定しておりません。個人を証明できるものをご提示いただくということでございます。

どれぐらいの人数を許可しているかというところ、上限を設けているわけではなくて、やはり何十人も人が入れるスペースではございませんので、数人の職員、あるいは事業者が入れるようなスペースでございますので、あまりにも人数が多いような状況になるのであれば、作業の時間調や日程の調整をしながら、必要な作業を行っているというところでございます。

セキュリティから離れてしまいましたけれども、人数については、細かく限定しておりません。

以上でございます。

○堀委員 ありがとうございます。

○内山会長 関根委員、どうぞ。

○関根委員 関根です。総務課長から、個人情報情報の誤配信というか、違った方に渡してしまったという案件があったとお話がありましたけれども、通常、例えば製造業ですと、物を作る製造部と、それを出荷するための検査部が必ずあって、物を作った人と、それを検査する人は別の方がやらなければいけません。ですから、個人情報として、それを出力された方と、それを渡す方は別にしないと、出した方は自分で正しいと思って出しているのに、それをそのまま送ってしまうということがミスになるし、多分その職員の方がそういった情報漏えいに関わってしまうというのは、ミスがほとんどだと思います。

例えばメールにしても、名前でちゃんと管理していると思ったけれども、違うメールアドレスで送ってしまえば、それも誤配信になります。ですから、そういうことでは必ずダブルチェックというのを、しつだけではなくて、何か仕掛けとして、そういうルール化する。それによって、出力した方と、それを手渡しする、あるいは郵送する方を別の方にさせるような、そういった仕組みが必要ではないかと思います。

それをやることによって、ミスによる個人情報の漏えいというのは、かなり防げるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○総務課長 ご意見ありがとうございます。基本的には、各職場における様々な事務手続の中で、個人情報を扱う事務がございます。その中の多くは、事務処理に関する手順のルールを作っているという状況でございますが、中には、1件、2件という少ない件数で、かつ急ぎということもあり、単独で作業を行うという状況も実際にはあるかと思っております。

委員がおっしゃるとおり、ダブルチェックが非常に有効な手だてであるというのは、区としても認識してございまして、そのダブルチェックを強化するように、今、総務課からも注意と啓発をしているという状況でございます。

引き続きそういった啓発と、そのほか、例えば、メールについては、複数人で宛先を確認するなどの対応を行ってございますけれども、メールのソフトの中には、あらかじめそういったチェックをするための機能を持っているものもございますので、そういったことも今後検討しながら、誤送付が発生しないように取り組んでいきたいと考えております。

○関根委員 分かりました。1件でもそういうものがあると、やはり信頼を失墜してしまうので、是非ともそこについては総務課から、そういった強化をご指導いただければありがたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございます。

○内山会長 ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見、ございましたら挙手をお願いします。

二瓶副会長、お願いいたします。

○二瓶副会長 度々すみません。思いつきでものを申して、申し訳ありませんけれども、百聞は一見にしかず、ではないのですが、もし可能であれば、サーバー室や控室がどんな状況であるか、あとロッカーがどのように設置されていて、どのように運用されているかというのを、実際に皆さんで一度見る機会を設けたら一番話が早いのではないかと思います。

以上です。

○総務課長 ありがとうございます。

二瓶副会長からいただいたご意見につきましては、情報政策課長と今後相談しながら、実際に委員の皆様にご確認いただけるかどうか検討して、改めてお知らせさせていただければと考えております。よろしくお願いいたします。

○内山会長 そもそもデータセンターですらサーバー室の所在そのものを公表しないというルールを行っているところもございますので、慎重にご判断をいただければと思います。

○総務課長 かしこまりました。

○内山会長 青いインデックスの資料第の1-2号、11ページですが、第三者点検のポイントとして、事務局で整理したものを作っていたいたものです。このことについて第三者点検をすることとなりますので、本日は、第三者点検として、各全項目評価の記載が相当であるかどうかということをご審議いただく場でございます。

これまでの各委員のご発言は、例えば、全項目評価書の「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」という項目で、表記とすると、十分なリスク対策が取られているという評価がなされているということでございます。

選択肢として、「特に力を入れている」、「十分である」、「課題が残されている」とある中で、「十分である」を評価として選択されているということでございます。

ご審議をいただいた上で、諮問第1号及び第2号につきまして、当審議会としての答申をさせていただきたいと思いますが、今までの各委員のご発言は、現在区が行っている個人情報保護についてのプロセス制度が適切に運用されているか、改善をされているかということと、ないしは今後どのようなことについてご注意をいただければよろしいかということについての、ご注意をいただいたということだと思います。

評価として、相当かどうかということのご判断をいただきたいと存じますが、区長が行った全項目評価について、適切であるかどうか、何か記載に不相当な点や修正すべき点がございませうか。

よろしいでしょうか。それでは、審議会としての意見をまとめさせていただきたいと存じます。あらかじめ事務局に答申文案のたたき台を用意していただいております。こちらをご覧いただいた上で、更にご意見等がございましたら、ないしは、修正する部分等がございましたら、ご発言をいただきたいと思っております。

事務局から答申文案を表示していただけますか。

○総務課長 恐れ入りますが、所管課の職員につきましては、公務の予定が入っておりますの

で、ここで退席とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○内山会長 ご苦労さまで。退席をお願いいたします。

(所管課退席)

○総務課長 それでは、答申文案を読み上げさせていただきます。画面に表示されております答申文案をご覧ください。

まず一つ目、住民基本台帳に関する事務における全項目評価の第三者点検でございます。

今回の審議会の結論、項番2をご覧ください。

本件諮問に係る特定個人情報保護評価書を適合性及び妥当性の観点から点検した結果、個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針に基づき、評価が適正に行われているものと認められる。

項番3の理由をご覧ください。

(1)の適合性について、当該事務について取り扱う特定個人情報ファイルの対象となる本人の数は、30万人以上となっており、しきい値判断に誤りはなく、当該事務は全項目評価の対象である。

また、評価書様式で定められている全ての項目について検討し、具体的に記載したものとなっているとともに、評価の実施時期及び住民からの意見聴取についても適切に行われており、指針に適合したものとなっている。

続いて、次のページとなりますが、(2)の妥当性について、当該評価書の事務内容の記載により、事務の内容や特定個人情報の流れについて理解できるものとなっており、当該事務の実態に基づき、特定個人情報の入手、使用、保管・提供、委託及び提供・移転並びに情報提供ネットワークシステムとの接続といった特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスクを適切に特定し、当該リスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に分かりやすく記載している。

また、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び区民の信頼確保という評価の目的に照らし、妥当なものと評価できる。

以上が、住民基本台帳に関する事務における全項目評価書の第三者点検についての答申文案の内容でございます。

また、個人住民税の賦課・徴収に関する事務における全項目調査の第三者点検につきましても、先ほど読み上げました答申文案と同様の内容とさせていただきます。ご検討をよろしくお願いいたします。

なお、各答申文案は、第三者評価点検を受け、修正なし又は第三者点検の指摘による修正を終えていることを前提とした文案となっております。

したがいまして、第三者点検による修正の指摘があった場合は、文案の取扱いといたしまして、指摘事項の修正がなされたものであることを前提に、各委員に答申文案をご確認いただきたいと考えております。

なお、第三者点検の指摘事項等は、諮問第1号は資料83ページ、諮問第2号は45ページの全項目評価書の中で「V 評価実施手続」の項番3の③のところに記載をされます。

また、答申文案を含めまして、会長一任とさせていただける場合につきましては、所管課が評価書の修正を終えた後、審議会事務局が修正内容を確認いたしまして、会長に答申文案及び評価書をご確認いただきまして、その後、各委員の皆様へ答申と修正された評価書を送付する形を取らせていただきます。

以上でございます。

○内山会長 ありがとうございます。

答申文案の画面共有をしていただけますか。その上でのご発言をいただきます。

結論もそうですが、理由の(1)と(2)の記載が相当であるかどうかをご審議いただくのがよろしいかと思えます。文案についてご説明をしていただきましたが、このことにつきまして、修正等のご意見がございましたらいただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

先ほどの各委員のご発言は、恐らく、この妥当性についての、セキュリティーについて対応が十分に取られているかどうかということに関連していると存じますが、全項目評価の記載では、そのことについては十分に措置が取られているという評価でございました。

事務当局からのご説明によりますと、各委員のご懸念のことも含めて、そのような対応をしている。対応しているからといって、全く事故が起こらないということが保証されるわけではありませんが、しかし、そのことについて対応はしているというご説明がございました。

そのような意味では、妥当性についても全項目評価書の記載は相当であると判断してよろしいかと私は考えました。

それでは、ご意見を伺いたいと思います。

ただいまご説明をいただいた答申文案につきまして、このとおりで答申をするということについて、賛成をしていただける方は挙手をしていただけたらと存じます。お願いいたします。

(全員挙手)

○内山会長 ありがとうございます。参加されている各委員全ての賛成をいただきました。

それでは、答申文案につきましては、そのように決定をさせていただきたいと存じます。

なお、日にち等の詳細部分につきましては、文案のままではなく、修正されたものとなりますので、そのような軽微な修正につきましては、会長の私に一任をしていただきますようお願いをいたします。

それでは、答申文案についてご賛同をいただきましたので、諮問に対する答申につきましては、終了となります。

6 その他

○内山会長 本会の審議事項はこれで終了となります。事務局として、最後に何かご発言等がございますか。

○総務課長 それでは、私から、連絡事項等を申し上げます。

本日はご審議いただきまして、ありがとうございます。

今後の審議会の開催の予定は、現在のところは未定でございますが、新しい個人情報保護法の適用を受けて以降、「死者に関する情報の取扱い」につきまして、今後の審議を予定しております。詳細な日時につきましては、改めて事務局から日程を調整させていただいた上で、ご連絡を差し上げたいと考えております。

事務局からは以上でございます。

7 閉会

○内山会長 ありがとうございます。

最後に、各委員から、発言等がございましたらいただきます。

それでは、本日はこれで終会とさせていただきます。

各委員は、それぞれミーティングを退出していただきたいと思います。ありがとうございます。

○総務課長 ありがとうございます。